

練馬区産業経済部経済課長

特定計量器(はかり)定期検査の事前調査について

このたび東京都計量検定所が隔年で実施する特定計量器(はかり)の定期検査を実施するにあたり、下記のとおり事前調査を行います。

記

1 調査目的および検査について

取引や証明に使用する計量器は、計量法(19条)によって定期検査をすることが義務づけられています。検査対象の特定計量器を使用されている事業所等へは東京都計量検定所の検査員が訪問し検査を行います。これに先立ち、練馬区は貴所の特定計量器(はかり)の使用状況などを調査し、東京都計量検定所に報告します。

なお、練馬区内の定期検査期間は9月1日～12月1日までを予定しています。

2 ご回答方法

QRコードを読み取り、所定のフォームに必要事項をご記入のうえ、ご回答ください。

3 ご回答期日

令和7年6月25日(水)



問い合わせ先

定期検査について：東京都生活文化スポーツ局

計量検定所検査課計画担当

江東区新砂 3-3-41 電話 5617-6638

本状について：練馬区産業経済部経済課消費生活係

練馬区石神井町 2-14-1 電話 5910-3089